



判例研究 和解に基づく選挙区割りの変更と従前の区割りに対する違憲審査 : Lawyer v. Department of Justice, 521 U.S. 567 (1997) を素材として

| | |
|-----|---|
| 著者 | 青木 誠弘 |
| 雑誌名 | 筑波法政 |
| 巻 | 52 |
| ページ | 99-115 |
| 発行年 | 2012-02-29 |
| URL | http://hdl.handle.net/2241/00156176 |

和解に基づく選挙区割りの変更と 従前の区割りに対する違憲審査

—Lawyer v. Department of Justice,
521 U.S. 567 (1997) を素材として—

青木 誠弘

目次

- I はじめに
- II 事案
- III 判旨
 - III-i 法廷意見の概要
 - III-ii Scalia 反対意見の概要
- IV 検討
 - IV-i 「歓迎されない責務」の概念
 - IV-ii 論点の整理
 - IV-iii 和解による区割り改正の可否
 - IV-iv 本件の事案に対する「歓迎されない責務」の概念の適用
 - IV-v 従前の区割りに対する違憲審査の必要性
 - IV-vi 私見
- V おわりに

I はじめに

民主主義国家においては平等選挙が実現されることが重要であり、このために、選挙区の区割りにおいては、全ての有権者に対して平等な区割りが行われることが求められる。しかし、それを現実に行う上では、行政区画や地理的要因と一人一票の原則との兼ね合い、ゲリマンダーの危険性、地域により異なる有権者の特性等、様々な困難が伴う。このため、適切な区割りをど

のようにして実現するかは、様々な国において課題とされていることであり、また、区割りの妥当性が裁判で争われることも多い。

そして、そのような区割り訴訟においては、既存の区割りプランの違憲性・違法性をどのような基準で判断するか、という実体的な問題がまず重要になるが、これとは別に、既存の区割りが違憲・違法なものであった場合に、これをどのように解決すべきか、という点も問題になる。

ところで、訴訟においては、通常は、当事者間の和解によって解決する途が用意されており、このことは国家を相手に違憲訴訟が提起される場合であっても異なるものではない。しかしながら、ある法令の違憲性を理由に当該法令を適用しないことを求める場合や、憲法上の権利を理由に国に対して補償や給付等を求める場合とは異なり、選挙区の区割りが憲法違反であるとしてその是正を求める訴訟においては、その訴訟の結果は、原告以外の多くの国民の利害に対しても影響を与えることになる。そして、そのことは、紛争が和解によって解決される場合も同様である。法令を適用しないことを求める訴訟の和解であれば、争われた事件についてのみ当該法令を適用しない旨の合意をすることが可能であり、補

償や給付を求める訴訟の和解であれば、国が原告に一定の補償ないし給付を行う旨の合意をすることが可能であるが、区割り訴訟における和解では、原告に対してのみ異なる区割りを適用する旨の合意を締結するなどということは不可能であり、和解が行われるとすれば、その合意は、必然的に、他の有権者の選挙権に影響を与えることになるからである。このように、区割り訴訟における和解においては、他の訴訟における和解とは異なる問題が生じることになる。

このような区割り訴訟における和解の効力については、アメリカの判例では、*Lawyer v. Department of Justice*, 521 U.S. 567 (1997)¹において議論されている。この事件は、区割り訴訟の中で行われた和解により新たな区割りプランが作成され、従前のプランが改正されたところ、そのように和解による区割り改正は可能であるのか否かが、主な争点として、上訴によって争われた事件である。

本稿は、この判決を素材として、区割りを巡る紛争の解決手段としての和解について検討を行うものである。

II 事案

1990年に行われた人口調査の結果、フロリダ州では選挙区の区割りを改正する必要が生じ、同州議会はそのためのプランを制定した。同州司法長官は、同州憲法の規定に従い、区割りの内容が州法及び連邦法に適合する旨の宣言を得るために、同州最高裁に当該プランを提出した。また、その一方で、投票権法の規定に従い、連邦司法長官の事前承認を得るために、プランを連邦司法省に提出した。

連邦司法長官はこのプランに対し、一部の地域（Hillsborough 群）において「政治的に結合した少数派の人口」の分断が生じていること及び当該地域におけるマイノリティ多数選挙区（州全体では少数派となる人種について、当該選挙区において多数派となるように形成された選挙区）が形成されていないことを理由として異議を唱え、事前承認を拒否した。

州最高裁はこの異議に応じ、州議会に対して新たなプランの制定を行う旨の命令を発し、議会がこの制定を行わない場合は裁判所が行う旨を述べた。その後、このための州議会が招集される予定がない旨の助言を受けたことから、議会によるプランの制定が行われないことは明らかであるとして、裁判所の手で新たなプランを制定することを決定した。ここで制定されたプランはプラン330と呼ばれており、1992年と1994年にこのプラン330の下で選挙が行われている。

1994年4月、上訴人（原告の1人）はHillsborough 群に住む5人の住民とともに、フロリダ州、同州司法長官及び連邦司法省を被告として、プラン330における第21選挙区（Hillsborough 群を含む4つの群の各地域を含む選挙区）が修正14条に違反していることを理由として、訴えを提起した。この訴訟において、連邦地裁は、フロリダ州上院、同州下院、同州州務長官、第21選挙区選出の上院議員及び同選挙区に住む黒人及びヒスパニックによる有権者団体に呼び掛け、これらの者による調停を特別に許可した。この調停は1995年8月に不調に終わったが、訴訟当事者らは協議を続け、同年11月、上訴人を除く全ての当事者間で和解が成立した。

この和解においては、新たな区割りプラン

1 以下、「本件」と称する。尚、本件は事案としては若干古いものであるが、区割りを巡る和解について重要な示唆を含んでいるため、本稿において検討の対象とした。

ンであるプラン386を作成し、これによって第21選挙区を変更する旨が提案された。また、このプラン386について、地裁が公聴会を経た上で承認するのであればフロリダ州による採択なしに以後の選挙における区割りとして採用される旨の合意が締結された。

和解の承認に関して、上訴人は、地裁は新たなプランについて承認を与える前に従前のプランであるプラン330が憲法違反であることを示さなければならない旨を主張したが、地裁はこの主張を退けた。

その後、公聴会が行われ、プラン386は承認された。尚、地裁は、この承認にあたって、プラン330に対する憲法判断は不要である旨を述べた。

上訴人は地裁のこの判断を不服として、本件の上訴に及んだ。

Ⅲ 判旨

5対4にて原審維持。

Souter 判事が法廷意見を執筆し、Rehnquist 首席判事、Stevens 判事、Ginsburg 判事及び Breyer 判事がこれに加わった。一方、Scalia 判事が反対意見を執筆し、O'Connor 判事、Kennedy 判事及び Thomas 判事がこれに加わった。

Ⅲ-i 法廷意見の概要

法廷意見の議論は、大別すると、本件における和解の有効性に関する議論、連邦地裁の義務について述べた上訴人の主張に関する議論、プラン386の内容の妥当性に関する議論に分けられる。

まず、本件における和解の有効性に関して、法廷意見は以下のように論じた。

上訴人は、Grove v. Emison, 507 U.S. 25 (1993) に依拠しつつ、本件地裁が行ったプラン330の違憲性の認定がない

中での和解の承認は、州の第一義的な責務たる選挙区の区割りを遂行する州の利益を減じ、ひいては、上訴人の持つ、市民として及び有権者としての、州政府を代表する権利をなく奪することになると主張する。

選挙区の争いにおいて連邦裁判所による救済が行われる際には、可能な限り、州によって区割りの再決定の責務が果たされることが優先されなければならない。上訴人の上記主張もこれと異なるものではない。州には、州自身による区割りの再決定が可能であり、州自身がそれを望んでいる限りにおいて、区割りの再決定の責務を果たす機会を認められるべきである。そして、州にその機会が認められているのであれば、その区割り自体が連邦法に抵触している場合を除き、連邦裁判所の裁量は制限される。

本件においては、和解が協議され、その中で新たな区割りプランが提案されることによって、その機会は行使されている。本件においては、州を代理する権限を付与された弁護人においてプランの提案を行う権限があったことは疑う余地はなく、また、州司法長官においてもそのような権限があったことについて疑う余地はない。

反対意見は、州議会を代理する権限について、その者がそのような権限を有することにつき、明白な信任状によってこれを示すことを要求すべきであった旨を主張する。しかしながら、州が司法長官によって代理されることは可能であり、また、司法長官の持つ和解を締結する権限によって州が和解の当事者となることも可能である。そして、和解及びそれに続く判決は、州議会が再び区割り決定を行うことを妨げるものではない。

以上のことから、地裁による和解の承

認は、我々の先例の根底にある原理と矛盾するものではない²。

次に、法廷意見は、連邦地裁は和解を承認する前にプラン330の違憲性を審査すべきであったとする上訴人の主張について、実益がないとしてこれを退けた。その論旨は、以下の通りである。

上訴人は、上訴人が和解に応じなかったことを理由に、地裁には、和解を承認する前に法的判断を下すことが義務付けられる旨を主張するが、この主張について訴えの利益は認められない。「次のような見解は、一度として支持されたことはない。即ち、ある当事者——当初からの当事者であれ、後に加わった当事者であれ、訴訟参加人であれ——が、他の当事者による和解の締結を妨害することができる、という見解は」³。上訴人は、和解についての「(彼の) 同意を保留にすることにより裁決を滞らせる権限を有するものはない」⁴。本件における和解は、上訴人に義務ないし責任を課すものではなく、また上訴人の訴えを退けるものでもない。

最も近代化された訴訟手続においては、「裁判所による判決は目的ではなく手段である。最終的な目的とされるものは、判決そのものではなく、判決によってもたらされる被告の何らかの行為（あるいは行為の停止）である。…裁判所の発言——助言としての意見ではなく、『訴訟あるいは論争』についての司法による適切な解決をもたらす発言——の本

来の意義は、何らかの争いの解決、即ち、原告に対する被告の振る舞いに影響を与えること⁵にある」。

上訴人は、プラン330を無効とすることのみを求めるものではなく、憲法に適合する新たなプランの制定までも求めるものである。ここで、上訴人は、そのような判決が下された場合に得られるであろう立場と全く同じ立場を、現在も有している。以前のプランに対する彼の見解は既に述べられており、また、本件の上訴においてそのプランを攻撃する彼の権利は全く減じられていない⁶。

そして、プラン386の妥当性に関し、法廷意見は、同プランの妥当性を認めた原審の判断に誤りはないとした。

III - ii Scalia 反対意見の概要

一方、Scalia 反対意見は、本件地裁の判断は州の主権に対する前例のない干渉であると述べ、これを承認する法廷意見を批判した。

その議論は、本件の和解当事者における和解を締結する権限の有無に関する議論、プラン330に対する違憲審査の必要性に関する議論及びフロリダ州自身の手によるプランの修正の機会に関する議論の3つに大別できる。

まず、和解を締結する権限に関して、Scalia 反対意見は、以下のように論じた。

地裁は、「州に委ねられた問題に対する連邦裁判所の干渉を正当化する法的理由と十分な証拠が存在する」⁷限り、修正

2 Lawyer v. Department of Justice, 521 U.S. 567 (1997), at 575-578.

3 Firefighters v. Cleveland, 478 U.S. 501 (1986), at 528-529.

4 Id., at 529.

5 Hewitt v. Helms, 482 U.S. 755 (1987), at 761. 尚、斜字体による強調は、本件の法廷意見によるものである。

6 521 U.S., at 578-580.

14条違反を認定することなしに、同条の下で「州の選挙区の区割りを無効とし、制定し直す」⁸権限を行使することができる、と判示した。

このように論じる上で、地裁は、*Wygant v. Jackson Bd. of Ed.*, 476 U.S. 267 (1986)におけるO'Connor判事の同意意見を引用している。しかしながら、同意意見は、教育委員会がアフーマティブ・アクションを実施するに際し、過去に行われてきた差別の事実によって当該措置が正当化されるかどうかを判断せずにこれを実施することができるか否かという問題に関するものであって、本件においては参考とはならない。州がこれから行おうとする行為の違法性を判断せずに当該行為を行うことができるか否かという問題と、連邦裁判所が州の法令違反を示さずに裁判上の判断を強制することができるか否かという問題とは、明らかに問題の性質が異なる。

地裁は、州が裁判所によるプラン386の布告を承諾する旨の合意を行ったことから、第21選挙区の違憲性を判決で示す必要はないと信じているようである。地裁は、その議論において、*Firefighters v. Cleveland*, 478 U.S. 501 (1986)に依拠している。この*Firefighters*判決では、当裁判所は、「(地裁が)裁判を行う権限の源泉となるものは…当事者の合意である」と述べた。しかしながら、これは差別的待遇という違法な行為に対する救済についての合意に関するものであり、本件において何らの参考となるものではない。

*Firefighters*判決においては、当事者らの和解の締結に対し参加人が異議を唱え、地裁の同意判決がなければそのよう

な和解はなしえない旨を主張した。当裁判所はこの主張を退け、当事者らは裁判外において紛争を解決する合意の締結に至った旨を認定した。「強制の方法は——それが契約に締結された権利の実現方法であれ、同意判決を求める旨の合意によるものであれ——当事者が任意に選択するものである」。

本件の事案においては、これとは対照的に、上訴人も他の原告(被上訴人)のいずれも、州議会議員の代表者又は司法長官との間で、「区割り改正についての合意」を裁判外において締結することはできない。フロリダ州憲法3条16節は、州議会に、「両院合同会議において」区割りを行うことを要求しており、司法長官にはそのような権限を付与していない。これらの公務員と個々の有権者との間で締結された「区割り改正についての合意」は、いかなるものであれ、明らかに無効である。

以上の原理のみであっても、権限がない中で締結された私的な合意について連邦裁判所の裁決の根拠としての効力を否定する理由としては十分である。そして、このことに加え、連邦裁判所が州の区割りに関する裁決を行う場合においては、以上の原理はより厳格に適用される必要がある。連邦裁判所による州の区割りに関する司法判断は、我々が「歓迎されない責務」(“unwelcome obligation”)と呼んできたものであり、その概念の下では、連邦地裁には、最後の手段(last resort)としてのみ行動することが求められている。

仮に、フロリダ州議会が、区割りを巡る合意の締結に関して、その一部の構成員に議会を代表する権限を与えることが

7 *Scott v. The United States Department of Justice*, 920 F. Supp. 1248 (1996), at 1252.

8 *Id.*, at 1251.

許されるのだとしても、連邦裁判所は今まで州の区割りに対する配慮を行ってきたのであるから、地裁はその権限を行使する者に対し、明白な信任状の提示を要求するべきである。地裁は、「フロリダ州上院及び下院は…合意を締結する権限を…明らかにしている」と述べるが、これは一部の議員が議会を代表する権限について述べられたものではない。

また、少なくとも上院に関して以上のような権限が付与されていないことは、Howard C. Forman フロリダ州上院議員が地裁に宛てた手紙⁹において、個々の議員ないしその集団が上院を代表して和解を締結することについての異議が述べられていることから、明らかである¹⁰。

次に、プラン330に対する違憲審査の必要性に関して、以下のように論じた。

たとえ権限を付与された上での合意であっても、連邦裁判所が区割りを決定する理由にはならない。我々は、「連邦裁判所は、連邦法への違反がないところでは、州による区割り決定に介入することを禁じられている」¹¹旨を、明確かつ誤解のない表現で述べてきた。

法廷意見は上訴人にはこの問題に関して訴えの利益がない旨を述べるが、裁判

を行う権限がないところでの裁判所の判断に対する訴えには訴えの利益が認められることから、上訴人による上訴は適法である¹²。

そして、フロリダ州自身の手による修正の機会に関しては、以下のように論じた。

第21選挙区の違憲性を認定していないという地裁の誤りは、これのみで、破棄の理由としては十分である。そして、このことに加え、地裁は、第2の誤り、即ち、フロリダ州議会に対し、地裁が紛争の解決を行う前に州自身の手によるプランを制定する機会を与えていない、という誤りも犯している。

我々は、連邦による州の区割りへの干渉は地方の持つ最も中心的な機能に対する侵害行為であり、また、「州の主要な義務であり責務である区割り再決定は、第1義的には立法によって考慮ないし決定される問題である」¹³ことを、繰り返し述べてきた。「立法者が、区割りを行うべき時に、時宜を得た形で、連邦憲法の要求に従ったそれを行わなかった場合にのみ…司法による救済は正当化される」¹⁴。

地裁は、プラン330が憲法違反である旨の判示をしておらず、またそのような違憲訴訟が審査可能なか否かについて

9 Scalia 反対意見に引用されたところでは、この手紙は、次のように述べている。「フロリダ州上院は、それぞれの構成員が等しい権限を持つ機関として憲法上確立されたものであり、それがゆえに、議院全体による公の討論及び行動なしには、いかなる合意の締結も許されない。フロリダ州上院の構成員に選ばれた者の義務として、上院が扱う全ての問題に対して参加すべしとの憲法上の義務及び責務を、私は決して放棄しない。加えて、いかなる状況にあっても、個々の上院議員及びその集団は、私の名において合意を締結する権利を有しない。…それゆえに、私は、本件の訴訟において、どのような和解であれ、これを合意するフロリダ州上院の代表なるものに対しては、異議を唱える」。

10 521 U.S., at 583-587.

11 Voinovich v. Quilter, 507 U.S. 146 (1993), at 156.

12 521 U.S., at 587.

13 Chapman v. Meier, 420 U.S. 1 (1975), at 27; Connor v. Finch, 431 U.S. 437 (1977), at 414; Reynolds v. Sims, 377 U.S. 533 (1964), at 586.

14 White v. Weiser, 412 U.S. 783 (1973), at 794-795; 377 U.S., at 586.

も判示していない。このため、フロリダ州には、このような司法判断を経た上で区割りを修正する機会是与えられていない。地裁のこの誤りは、最も疑いような誤りである。

地裁は、プラン386による解決を立法による解決とみなしており、地裁の同意意見はこれをフロリダ州議会が提案したものとみなしている。しかしながら、当裁判所の判例が要求する州による区割りの機会とは、通常の立法プロセスにおけるそれであり、一部の議員によって裁判所の中で行われた交渉を通じてなされるものではない¹⁵。

以上を理由として、Scalia 反対意見は、地裁の判断を破棄し事案を差し戻すべきであると述べた。

IV 検討

IV-i 「歓迎されない責務」の概念

以下では本件の論点について検討を進めてゆくが、その前に、Scalia 反対意見の中に登場した「歓迎されない責務」の概念について簡単に整理しておきたい。

この「歓迎されない責務」の概念は、連邦裁判所の判例において認められてきた概念のひとつである。連邦裁判所の判例では、選挙区の区割りプランの違憲性を巡る訴訟において、一定の場合に裁判所が新たなプランを制定することが認められており、そのことを「歓迎されない責務」と呼んでいる。この「歓迎されない責務」の概念の下では、選挙区の区割りプランの違憲性及び違法性が裁判上争われ、それが認められた場合に、新たなプランの制定を裁判所が立法機関に命じてもおおその制定が行

われないとき、あるいは、新たに制定されたプランがなお憲法に違反するものであったときに限り、裁判所が当該立法機関に代わってプランを制定することができる。このような形で制定された区割りプランは、裁判所が命じたプラン（court-ordered plan）ないし裁判所が制定した救済プラン（court-mandated remedial plan）等の名称で呼ばれる。

この「歓迎されない責務」は、連邦裁判所が担うこともあれば州裁判所が担うこともあるが、連邦裁判所がこれを担う場合には、連邦地裁が新たなプランを制定する。尚、この「歓迎されない責務」の下で区割りが問題となる選挙には、連邦議会議員選挙（下院）に限られず、州議会議員選挙あるいは市議会議員選挙等、様々な選挙が含まれる。

プランを決定する本来の権限は通常は州の立法機関に（例えば、連邦下院議員選挙の選挙区に関しては州議会に）帰属しているため、連邦裁判所であれ州裁判所であれ、裁判所がプランを決定することは、本来であれば立法機関が決定すべき事項を裁判所が決定することになる。また、連邦裁判所がプランを決定する場合、連邦が州の権限に対して干渉することになる。このため、裁判所がプランを制定すること自体に問題がないわけではない。しかし、実際問題として、立法機関に新たなプランの制定を委ねている間に選挙の期日が到来するという事態は起こり得るものであり、そのような場合には、州の立法機関に対して裁判所が干渉することも必要になる。

このような「歓迎されない責務」を巡る問題について、連邦最高裁は、従来から、区割りは本来的に立法機関に委ねられるべきことを述べる一方で、立法機関がその責

15 521 U.S., at 588-589.

務を果たさなかった場合には連邦裁判所が区割りをを行うこともあり得る旨を述べてきた。

例えば、アラバマ州議会議員選挙の選挙区の区割りを巡る事件である *Reynolds v. Sims*, 377 U.S. 533 (1964) において、連邦最高裁は、「議会の選挙区の区割りは第一義的には立法機関の考慮と判断に委ねられた問題であり、司法による救済は、立法者が、連邦憲法上の要求に応じた区割りの改正を、それをすべき適切な機会を得たときに時宜を得た方法で行えなかった場合にのみ、認められる」¹⁶と述べた。

また、連邦地裁によって制定されたミシシッピ州議会議員選挙に関する選挙区の区割り規定の有効性が争われた *Connor v. Finch*, 431 U.S. 407 (1977) において、連邦最高裁は、先の *Reynolds* 判決を引用しつつ、次のように述べた。即ち、「州議会が、州の伝統的な原理（ここでは、群の境界線や河川等の地理的要因と調和するように選挙区の区割りをを行う原理を意味する：引用者注）を理解し、これを憲法が要求する枠組みである実質的な人口の均衡に適合させる上で、特に適した立場に置かれた機関であることから、我々は、『議会の選挙区の区割りは、第一義的には立法機関の考慮と判断に委ねられた問題』であることを、繰り返し強調してきた。これとは対照的に、連邦裁判所は、州の区割りの原理を巡って時に生じる衝突について、人民の名においてこれを調和させる特別の委任を受けていない。しかしながら、立法者においてこの

責務の執行を可能たらしめている権限が連邦裁判所に与えられていないとしても、立法者が州の目的と連邦の目的の間にある衝突を解決することができなかった場合には、連邦裁判所には、州立法者に代わって行動するという、歓迎されない責務が委ねられることになる」¹⁷。

さらに、テキサス州ダラス市の市議会議員選挙に関する選挙区の区割り規定の有効性が問題となった *Wise v. Lipscomb*, 437 U.S. 535 (1978) においては、「立法機関はその区割り改正の責務を連邦裁判所に委ねるべきではない；しかし、その立法上の責務が果たされない場合、あるいは州の選挙が差し迫っているためにその履行が現実的ではない場合、後の立法行為までの間の区割り規定を制定しこれを課すことが、連邦裁判所の『歓迎されない責務』（“unwelcome obligation”）となる」¹⁸と述べた。

これらの議論は、近年の事例である *League of United Latin American Citizens v. Perry*, 548 U.S. 399 (2006) においても引用されている¹⁹。尚、この *Perry* 判決においては、上述のことに加え、州によって有効に制定された区割りプランが存在する場合には、裁判所が制定したプランはこれに劣後する旨等が述べられている。

本件においては、プラン386を承認した連邦地裁の行為について、*Scalia* 反対意見はこれが「歓迎されない責務」に該当するものとしているが、*法廷意見*はこの点について言及をしていない。このため、本件に

16 377 U.S., at 586.

17 431 U.S., at 415.

18 *Wise v. Lipscomb*, 437 U.S. 535 (1978), at 540.

19 この *Perry* 判決については、東川浩二「*League of United Latin American Citizens v. Perry* (2006) —共和党主導のゲリマンダリングは、たとえ区割り改定の必要がない時期であっても憲法上許される。他方、投票権法の解釈について、同じラテン系であっても、分散して居住し、政治的、社会的利益が異なる場合は同じ有権者集団とは言えず、同法2条違反と認定される」[2007-1] *アメリカ法* (123) を参照。

ついて分析する上では、本件の事案が「歓迎されない責務」に該当するの否かを検討することが重要になる。

IV-ii 論点の整理

以上のことを踏まえつつ、本件の論点について整理する。

まず、本件の事案を簡潔にまとめると、これは、既存の区割りプラン（プラン330）の違憲性が裁判において争われていたところ、和解の手續が開始され、その中で当事者が新たなプラン（プラン386）を提案、地裁は従前のプランであるプラン330の違憲性ないし違法性を審査しないままに、新たなプランであるプラン386を承認した、という事案である。

次に、法廷意見及び Scalia 反対意見の見解について簡潔にまとめると、法廷意見は、このような和解によるプランの改正は可能であり、本件の被告側当事者にはこれについての和解協議を行う権限が付与されていたと判断し、本件の和解を有効なものとして評価した。そして、プラン330の違憲性の判示を求める上訴人の訴えについて訴えの利益を否定し、地裁がプラン386を承認する前にプラン330の違憲性を示す必要があったか否かという問題については言及しなかった。

一方、Scalia 反対意見は、本件においては被告側当事者に新たなプランについて和解協議を行う権限が付与されていない旨を述べ、地裁が行ったプラン386の承認は無効であるとした。このように論じる中で、Scalia 反対意見は、「歓迎されない責務」の概念から、裁判所には区割りの問題に関して慎重な態度を取ることが求められるとし、それゆえに、和解当事者に区割りに関する和解協議を認める際には、その者にその権限が付与されていることが明白な信任状によって示されている必要があるとし

た上で、本件においてはこの要求が満たされていない旨を述べている。そして、このことに加え、Scalia 反対意見は、地裁はプラン386を承認する前に従前のプランであるプラン330が違憲であることを判示し、かつ、州にその違憲性を州自身の手によって修正する機会を与えなければならなかったと述べ、本件の事案においてはそのいずれも行われていなかったとして、このことから本件におけるプラン386の承認は無効となる旨を論じている。

このように整理すると、法廷意見と Scalia 反対意見とは、次の2つの点において大きく異なっていることが分かる。第1点は、プラン386を提示した本件の和解協議が正当に付与された権限の下で行われたものと認めるか否か、という点である。第2点は、本件におけるプラン386の有効性の評価に関して、「歓迎されない責務」の概念を考慮に入れるか否か、という点である。

第2点に関して、先に述べたように、「歓迎されない責務」の概念の下では、従前のプランについて憲法違反であることが判示された後に、その違憲性を修正して新たなプランを制定する機会が州に与えられ、州がその責務を果たさなかったときに初めて、連邦地裁による新たなプランの制定が許されることになる。このため、本件の事案に「歓迎されない責務」の概念が適用されるのであれば、地裁はプラン386を承認する前にプラン330が違憲であることを判示し、州に対し州自身の手でこの違憲性を修正する機会を与えなければならず、このような違憲性の判示ないし修正の機会の付与が行われていない本件の事案においては、プラン386の承認は無効とされることになる。

尚、仮に「歓迎されない責務」の概念が本件に適用されなかったとしても、そのこ

とのみを理由に、プラン330に対する違憲審査の必要性は全く問題にならない、とまでいうことはできない。従前のプランが違憲である旨を判示することは「歓迎されない責務」の概念の下で要求されているものではあるが、これとは別の理由から同様の違憲審査が要求されるということも、考えられないわけではないからである。

後に見るように、本件の事案においてプラン330に対する違憲審査が行われない中でプラン386の作成が行われたということは、プランを修正する必要性が示されていない中でその改正が行われたということでもある。このことは、区割りを巡る州の権限に関して、ひとつの重要な示唆を含んでいる。

以下では、和解による区割り改正、本件の事案に対する「歓迎されない責務」の概念の適用、及び、従前のプランに対する違憲審査の必要性の3点から、本件に対する検討を試みる。

IV-iii 和解による区割り改正の可否

本件においてプラン386が有効に成立するためには、このような和解による区割り改正（新たなプランの作成）が可能であり、かつ、和解に参加した当事者にその協議ないし決定を行う権限が付与されていなければならない。このことから、本件の事案においては、和解による区割り改正がそもそも可能であるのか否かが重要な問題となる。

和解によるプランの改正が可能であるとする根拠としては、訴訟において州を代表する者（本件においては司法長官）の代理権が考えられる。この代理権の中に、和解によって紛争の解決を図る権限が含まれているのであれば、その中には、和解協議を行う権限も含まれているはずである。そして、この代理権の中に、区割りを巡る和解

において新たなプランの作成について協議する権限も含まれる、と解する余地もある。このように解した場合、和解による区割り改正は可能であり、訴訟において州を代表する者にはその協議を行う権限が付与されている、という結論を導くことも可能である。本件の法廷意見はこのような見解に立っているようである。

尚、和解協議においてプランの作成を行う以上は、一方当事者の判断のみによってプランを作成することはできず、そこには対立当事者である原告（住民）の意見が反映されることになる。これに対し、州議会が、本来的に区割りをを行うべき場合（即ち、10年ごとの人口調査によって区割り改正の必要性が示された時）や、区割り訴訟において従前のプランの違憲性が示された場合に新たなプランを制定するときには、州議会が単独でその制定を行う。つまり、州議会の議決による区割り改正と和解における区割り改正とでは、新たなプランの内容の決定に関与する者の範囲が、州議会議員以外の者が原告側当事者として加わるか否かという点で、異なることになる。このことは、和解協議に州議会の両議院の議員全員が参加した場合や、司法長官のように訴訟において州を代表する者について各議院の議員全員を代表する者であるとみなした場合であっても、同様である。

また、和解協議におけるプランの決定は、州議会の議決におけるそれと異なり、必ずしも多数決原理に基づいて行われる必要はない。このため、和解による区割り改正を認めることは、プランの制定を巡る意思決定に通常の議決であれば参加しない者（原告）の参加を認め、さらに、通常の議決とは異なる手続による決定を許す、ということになる。法廷意見のように和解による区割り改正を認める立場に立った場合、このことの是非についても検討する必要が

あるだろう²⁰。尚、このことは、区割りを
行う専門の委員会を州議会が設置している
場合であっても、変わるものではない。

他方、プランの制定はあくまで州議会に
委ねられた事項であり、「歓迎されない責務」
による例外を除き、議会の議決を経て
行われなければならないものであると解す
るのであれば、和解による区割り改正は許
されないことになる。Scalia 反対意見は、
このような見解に立っているようである。

IV-iv 本件の事案に対する「歓迎され ない責務」の概念の適用

「歓迎されない責務」に関しては、Scalia
反対意見においては言及されているもの
の、法廷意見では一切言及されていない。

先述した通り、本件の事案に「歓迎され
ない責務」の概念が適用されるとすれば、
地裁はプラン386を承認する前にプラン330
が憲法違反であることを判示する必要が
あったということになり、それゆえに、こ
の違憲性に判示を行っていない本件におい
ては、プラン386の承認は無効ということ
になる。このため、本件の事案に関して
は、そもそも「歓迎されない責務」の概念
が適用されるべき事案であるのか否かが問
題となる。

ここで、「歓迎されない責務」は裁判所
が制定した救済プランに関する概念である
ところ、本件で問題となっているプラン
386は地裁によって承認されたものではあ
るものの、その作成は当事者間の協議に

よって行われたのであって、地裁自身がこ
のプランの内容を決定したわけではない。
これに対し、「歓迎されない責務」の下で
は、通常は、地裁自身が新たなプランの
内容を決定することになる。このことから、
プラン386について裁判所が制定した救済
プランではないと評価した上で、本件の事
案には「歓迎されない責務」の概念は適用
されないと論ずることも可能である。

もっとも、プラン386は裁判所が制定し
た救済プランではないとの評価に立ったと
しても、本件に「歓迎されない責務」の概
念を用いることが一切不可能になるわけ
ではない。例えば、「歓迎されない責務」の
概念は本来的に区割りの権限を有する州議
会への配慮を念頭に置いたものであり、州
議会以外の機関がプランを制定するので
あれば、たとえその機関が裁判所でなかっ
たとしても、「歓迎されない責務」と同様の
こと（従前のプランが違憲であり、そのこ
とが判決において示された後に、州自身に
その違憲性を修正して新たなプランを制定
する機会が与えられること）が要求され
る、と解することは可能である。

このような見解に立った場合、プラン
386について、州議会以外の主体が制定な
いし作成したものと評価する限りは、本件
には「歓迎されない責務」の概念が適用さ
れることになる。但し、このような見解の
下でも、本件においては司法長官による代
表を通じて州議会もプラン386の作成に関
与しているとした上で、そのことを理由

20 本件については、「法廷意見も反対意見も、手続的側面に注目し、区割りそのものの合憲性や厳格審査における非常に重要な利益等には触れず、形式的に地裁の判示を肯認した」ことから、「当事者が参加した和解案によって成立した区割りについては、その形が多少いびつであっても、認められる」旨の示唆が含まれている、との指摘がある（東川浩二「合衆国における90年代の人種のゲリマンダリング訴訟の展開（二・完）——Easley v. Cromartie（2001）を契機として——」金沢法学45巻2号1頁（25頁））。この指摘のように、和解により作成されたプランについて、その違憲性が緩やかな基準の下で審査されるのであれば、和解におけるプランの作成は、州議会がプランを制定する場合に比べ、手続的側面のみならず実体的側面においても、制約がより小さい中で行われることになる。このように制約の小さいプランの作成が許されるのか否かについても、検討の必要があるだろう。

に、従前のプランについての違憲性の判示は必要なく、また、州自身による修正の機会はこの関与を通じて付与されている、と解する余地はある（「歓迎されない責務」による要求が州議会に対する配慮のゆえであるとすれば、そのような結論を導くことも、理論的には可能である）。あるいは、プラン386の制定について、州議会が制定したものと評価する場合にも、同様の結論が導かれ得る（司法長官が州議会を代表していることを理由に、その行為について州議会が行ったものと同視するのであれば、このような評価も可能になる）。

他方、プラン386について、裁判所が制定した救済プランであると評価した場合、本件には、当然に「歓迎されない責務」の概念が適用されることになる。

このように見ると、本件の事案に「歓迎されない責務」の概念が適用されるか否かを検討する上では、次の2つの点が問題になることが分かる。

第1点は、本件のプラン386について、どのような主体が制定ないし作成したものと評価するか、という問題である。これを裁判所が制定したものと評価するのであれば、本件の事案は「歓迎されない責務」の概念の適用を受けることになる。これに對

し、プラン386を州議会が制定したものと評価するのであれば、本件にこの概念は適用されないことになる。他方、裁判所とも州議会とも異なる主体が作成したものと評価するのであれば、次の第2点が問題となる²¹。

第2点は「歓迎されない責務」の概念の適用範囲についての解釈である。この概念について、裁判所がプランを制定する場合にのみ適用されるものであると解するのであれば、プラン386について裁判所とは異なる主体が作成したものと評価した場合、本件にはこの概念は適用されないことになる。これに對し、州議会以外の主体がプランを制定ないし作成する場合には「歓迎されない責務」の概念が適用されると解するのであれば、プラン386について前述のような評価に立った場合にも、本件はこの概念の適用を受けることになる。

和解による区割り改正が「歓迎されない責務」に該当するか否かを論じる上では、このような観点からの検討が重要になるだろう。

尚、以上の観点から分析すると、本件の法廷意見は、和解を通じたプラン386の作成に関して、州議会が行ったものと同視しているか、あるいは、州議会は司法長官に

21 連邦最高裁の判例（Connor v. Johnson, 402 U.S. 690 (1971), Connor v. Williams, 404 U.S. 549 (1972), Mahan v. Howell, 410 U.S. 315 (1973) 等）では、裁判所がプランを制定する場合には、例外的事由のない限り、小選挙区（single-member district）のみによって区割りを行うべきであるとされているところ、前述した Wise 判決において、最高裁は、小選挙区と全域代表選挙区（at large）の並用の合憲性が問題となった区割りプランについて、その制定が立法者（市議会）の手によるものであると評価し、これを裁判所の手によるプランと評価して上述の要件を適用した原審（Lipscomb v. Wise, 551 F.2d 1043）を破棄した。この Wise 判決の趣旨からすれば、新たなプラン制定ないし作成した主体がどのような者であったかという問題は、そのプランの制定ないし作成の前に従前のプランに対する違憲審査が必要になるか否かの問題、及び、州に對し独自のプランを制定する機会を与える必要があるか否かの問題に影響を与えるだけでなく、新たなプランにおいてどのような選挙区を採用し得るのかという実体的な問題にも影響を与えることになる。全域代表選挙区制を巡る問題については、John E. Theuman, Applicability and application of § 2 of Voting Rights Act of 1965 (42 U.S.C.A. § 1973) to members of school board, 105 A.L.R. Fed. 254 (1991), Tim A. Thomas, “At-large” elections as violation of § 2 of Voting Rights Act of 1965 (42 U.S.C.A. § 1973), 92 A.L.R. Fed. 2d 824 (1989), James Scott McClain, Note, The Voting Rights Act and Local School Boards: An Argument for Deference to Educational Policy in Remedies for Vote Dilution, 67 Tex. L. Rev. 139 (1988) 等を参詳。

よる代表を通じてプラン386の作成過程に関与しており、それゆえに州議会に対する配慮を根拠とする「歓迎されない責務」の概念については考慮する必要がない、との立場に立っているものと見ることができる。そして、本件において州は和解を通じて区割り改正の機会を行使している旨を述べていることからすると、法廷意見は、これらのうち後者の立場に立っているものと推測することができる。

他方、Scalia 反対意見に関しては、上述の議論からすれば、地裁によるプラン386の承認を裁判所によるプランの制定と評価しているか、あるいは、プラン386を裁判所が制定した救済プランとは異なるものと評価しつつ、裁判所以外の主体がプランを作成した場合にも「歓迎されない責務」の概念は適用される、との立場に立っているものと見ることができる。Scalia 反対意見がこのいずれの立場に立っているのかの判別は難しいが、「歓迎されない責務」の下では連邦裁判所は最後の手段としてのみ行動すべき旨を述べている点や、地裁は司法長官に明白な信任状の提出を要求すべきであった旨を述べている点から推測すると、プラン386の成立に関して、州議会が通常議決に基づいて制定したものではないという側面よりも、連邦地裁が和解案に対する承認を通じてその成立に関与しているという側面を重視しているように思われる。

IV- v 従前の区割りに対する違憲審査の必要性

本件においては、従前のプランであるプラン330が憲法違反である旨が示されていない中で、新たなプランであるプラン386が作成され、地裁により承認されている。

ここで、従前のプランの違憲性が示されていないということは、従前のプランが修正の必要なものである旨が示されていない

ということでもある。即ち、本件では、プランを修正する必要性が明確になっていないにもかかわらず、和解によってこれが変更された、ということになる。このため、本件の事案において、地裁がプラン386を承認する前にプラン330に対する違憲審査を行う必要はないとするのであれば、従前のプランについて修正の必要性が明確になっていない段階であっても和解による区割り改正は可能である、ということになる。

そして、このことは、和解による区割り改正の性質に関する解釈次第では、さらに別の意味を持つことになる。即ち、本件において、州議会は、司法長官による代理を通じ、区割りをを行う権限を和解協議において行使していた、との見解に立つのであれば、州議会は、従前のプランを修正する必要がない状況においても、区割り改正を行う権限を行使できる、ということになる。このことは、プラン386の制定に関して、これを州議会が行ったものと解した場合にも、同様にあてはまる。尚、本件の和解及びプラン386の制定に関してここに述べたように解しない限りは、本件の和解協議は結局のところ区割り改正を行う権限を持つ者がいない中で行われたものということになり、その有効性に問題が生じることになる。

因みに、これと同様の問題は、本件以後の事案ではあるが、前述したPerry判決において争われている。そこでは、中間期における区割り改正 (mid-decade redistricting)²²を巡る問題として、区割り改正の必要がない状況であるにもかかわらず州議会が新たな区割りプランの制定について決議を行うのは、その時点において議会の多数派を占める政党が自らを有利にするためであり、そのような動機のみに基づく区割り改正は憲法に違反するゲリマンダー²³であって無

効である、との議論が、上訴人（原告）から主張された。これに対し、最高裁は、そのように立法者の動機に基づいてゲリマンダーを審査する基準を採用することはできない旨を述べるとともに、中間期における区割り改正は禁止されていない旨を述べ、上訴人の主張を退けた。中間期における区割り改正が認められるということは、州議会は従前のプランを修正する必要がない場合であっても区割り改正を行い得る、ということでもある。

本件の法廷意見は、プラン330に対する違憲審査が行われるべきであった旨の主張については訴えの利益によって退けており、実体判断にまで踏み込んでいない。このため、本件のみでは、従前のプランの修正が不要な状況における区割り改正を連邦最高裁が是認しているのか否かは定かではない。しかしながら、この Perry 判決との関連から、連邦最高裁がこのような区割り改正も認めていることを見出すことができる。

IV-vi 私見

以上の検討を踏まえた上で、私見の展開を試みる。

まず、和解による区割り改正が可能であるか否かについて。

既に述べたように、和解による区割り改正が可能であるとする、そこでの新たなプランの内容決定に、議員以外の者が原告

側当事者として加わることになる。また、個々の議員は、和解によって区割り改正が行われた場合、その和解協議に参加しない限り、新たなプランの内容決定に関与することができない。即ち、和解における区割り改正は、全ての議員が和解協議に参加するという非現実的な状況でもない限り、本来であれば新たなプランの内容決定に関与するはずの議員の一部が関与しない中で行われることになる。

尚、私見としては、和解協議への議員の参加に関して、司法長官のような一定の身分を持つ者に議員全員の意思を代理させ、この者の参加によって議員全員が和解に参加したとみなすことは、不可能であると思われる。区割りに限らず、議会において議決すべき事項では、通常は、各人の利害が対立するものである（そのように利害が対立する事項であるからこそ、議会における議決が要求されている）。そのような事項に関する意思決定について、一部の者による全ての者の代理を認めることは困難といふべきである。その者が全議員から承諾を得た場合であればともかく、そうでない限りは、議会の意思決定の代理は許されないと解すべきだろう。

また、和解における意思決定の手続は、議会における議決の手続と異なり、多数決原理によって決定されなければならないという制約を受けず、当事者間の自由な協議によって行われる。

22 この「中間期における区割り改正」とは、人口調査が行われてから次の人口調査が行われるまでの間の時期（中間期）に行われる区割り改正のことである。周知の通り、アメリカでは、10年ごとに各州の人口調査が行われ、その結果に応じて各州に連邦議会（下院）の議席が割り当てられる。このとき、割り当てられた議席の数に変動があれば、各州は、これに応じて州内の区割りを改正しなければならない。これに対し、中間期においては、従前の区割りが憲法違反であった等の事情がない限り、区割り改正の必要性は生じないことになる。中間期における区割り改正を巡る問題に関しては、Patrick Marecki, Note, Mid-Decade Congressional Redistricting In a Red and Blue Nation, 57 Vand. L. Rev. 1935 (2004) を参詳。

23 ゲリマンダーには人種的ゲリマンダー（racial gerrymandering）と党派的ゲリマンダー（partisan gerrymandering）及び政治的ゲリマンダー（political gerrymandering）があるが、ここで問題となっているものは党派的ゲリマンダーである。

このため、和解による区割り改正を認めることは、議会における議決とは異なる構成員による組織が、異なる意思決定手続によって区割りをを行うことを認めることになる。

さらに、区割り改正が和解において協議されるとすると、その協議が長期化した場合の措置が別途問題となり得る。「歓迎されない責務」の概念の下では、州議会による新たなプランの制定が選挙の直前になっても完了しない場合には、裁判所が州議会に代わって区割りをを行うものとされる。このルールを和解による区割り改正に応用すると、和解協議が長期化して新たなプランの作成が間に合わない場合には裁判所がプランを制定する、ということになるが、このように解した場合、和解が長期化した時には、州議会にプランを制定する機会が一切与えられないまま、裁判所によるプランの制定が行われることになりかねない。

このように、和解による区割り改正を認めることには、問題が多い。このことから、私見としては、和解による区割り改正は認められるべきではないと考える。

次に、「歓迎されない責務」の概念を本件の事案に適用すべきか否かについて。

先に検討したように、本件の事案に「歓迎されない責務」の概念が適用されるべきか否かという問題は、論理的には、2つの観点から決定されることである。即ち、和解における区割り改正によって作成されたプランについてのどのような主体が制定ないし作成したものと評価するか（裁判所が制定したものと見るか、州議会が制定したものと見るか、あるいは、裁判所でも州議会でもない別の主体が作成したものと見るか）という第1の観点と、「歓迎されない責務」の概念はどのような範囲にまで適用されるか（裁判所がプランを制定した場合にのみ適用すべきか、あるいは、裁判所及

び州議会以外の主体がプランを作成した場合にも適用すべきか）という第2の観点である。

ここで、第1の観点に関して、私見の立場からは、本件におけるプラン386の作成について州議会がこれを制定したものと見ることは困難であると思われる。先に見たように、本件の和解協議には議員以外の者も参加しており、その一方で個々の議員は参加しておらず、また、司法長官によって議員全員が代理されていると見ることも不可能であるからである。そして、同様の理由から、州議会が本来有している区割りの権限が本件の和解協議において行使された、と見ることもできない。

他方、このプラン386について、裁判所が制定したプランであると評価することも困難であると思われる。本件において、地裁は、和解協議によって作成されたプランを承認しただけであって、プランの内容の決定に関与していたわけではない。

このため、私見の立場としては、本件におけるプラン386について、裁判所とも州議会とも異なる主体が作成したものと評価すべき、と考える。

そこで、次に、上述の第2の観点が問題となる。「歓迎されない責務」の概念を、裁判所がプランを制定した場合にのみ適用されるものと解するのであれば、プラン386について裁判所が制定したプランではないと評価する以上は、本件には「歓迎されない責務」の概念は適用されるべきではない。これに対し、州議会以外の主体がプランを作成した場合には、その主体が裁判所以外の者であった場合にも「歓迎されない責務」の概念が適用されるものと解するのであれば、プラン386の作成を州議会以外の主体が行ったものと見る以上、本件は「歓迎されない責務」の概念の適用を受けることになる。

この点に関して、私見としては、「歓迎されない責務」の概念が適用される範囲について、裁判所がプランを制定した場合に限定する必要はないと思われる。裁判所が、自ら区割りをを行うことを「歓迎されない責務」と位置付けている理由は、区割りの権限が第一義的には州議会にあるためであって、このことは他の主体がプランを作成する場合であっても変わるものではない。また、裁判所によるプランの制定が「歓迎されない」ことであるとはいえ、裁判所は、法的な紛争の終局的な解決を委ねられた機関であって、このことからすれば、州議会が区割りの責務を果たさない場合に裁判所がこれを担うことも正当化され得るものであるところ、そのような立場にある裁判所でさえ、「歓迎されない責務」の概念の下、自身の手によるプランの制定に厳格な要件を課しているのであるから、他の主体が区割りをを行う場合にも、同様の要件が当然に課されるべきである、という解釈も成り立つ。従って、私見としては、州議会以外の主体がプランの作成を行うのであれば、その主体が裁判所以外の者であった場合にも、「歓迎されない責務」の概念は適用されるべきであると考ええる。

以上のことから、私見としては、本件における和解は本来的に許されないものであり、それゆえにプラン386は無効とされる

べきであると考ええる。また、仮に和解による区割り改正が許されるとしても、そこには「歓迎されない責務」の概念が適用されるべきであり、それゆえに、本件では、従前のプランであるプラン330についての違憲性の判示が必要であったところ、その判示が行われていないため、プラン386は無効と解されるべきである。

このような理由から、私見としては、本件の法廷意見のような見解には疑問がある。

V おわりに

本件は区割りを巡る和解の効力に関する事例であるが、以上に見てきたように、区割りをを行う権限や、連邦最高裁の判例理論である「歓迎されない責務」等、様々な問題に関する示唆に富んでいるものである。

既に述べたように、区割りにおける平等の実現は長年の課題であり、裁判において区割りの妥当性が争われた事例も多い。そして、その中には、本件のように、紛争の解決方法について議論された事例も存在する。このような区割り訴訟に関する学説の議論では、区割りの違憲性を審査する基準や区割り訴訟を提起するための原告適格に焦点が当てられることが多く²⁴、そのこと自体は問題の性質上妥当なことと思われる

24 本件と近い時期に下された主な判決としては、*Thornburg v. Gingles*, 478 U.S. 30 (1986) や、*Shaw v. Reno*, 509 U.S. 630 (1993) 及び *Shaw v. Hunt*, 517 U.S. 899 (1996)、*United States v. Hays*, 515 U.S. 737 (1995)、*Miller v. Johnson*, 515 U.S. 900 (1995) 及び *Abrams v. Johnson*, 521 U.S. 74 (1997)、*Bush v. Vera*, 517 U.S. 952 (1996)、*Easley v. Cromartie*, 532 U.S. 234 (2001) 等が学説の注目を集めており、そこでは、特に、ゲリマンダーやマイノリティ多数選挙区制等が問題とされている。尚、これらの判決については、安西文雄「人種に基づいた選挙区割と少数派の選挙権——*Shaw v. Reno*, 113 S. Ct. 2816 (1993)」*ジュリスト*1063号118頁 (1995年)、日傘完治「投票権と人種に基づく選挙区割 *Bush v. Vera*, 116 S. Ct. 1941 (1996)」*ジュリスト*1121号139頁 (1997年)、東川浩二「*United States v. Hays*, 115 S. Ct. 2431 (1995) ——人種的にゲリマンダーされた選挙区に居住していない有権者には原告適格が認められない」*六甲台論集*45巻3号101頁 (1999年)、同「選挙区割りにおけるアファーマティブ・アクション——投票における人種指標の重要性についての一考察」*六甲台論集*46巻1号25頁 (1999年)、同「合衆国における90年代の人種的ゲリマンダリング訴訟の展開 (一) ——*Easley v. Cromartie* (2001) を契機として——」*金沢法学*45巻1号1頁 (2003年) 及び同・前掲注20等が詳しい。

が、他方で、どのような形で紛争の解決がなされるか、という点についても議論の余地はあると思われる。

ところで、日本においても議員定数不均衡訴訟は繰り返し提起されているが、これは形式的には過去の選挙に関する選挙無効訴訟の形を採るものであって、原告の実際の意図がどうであれ、定数不均衡の問題はその請求に理由があるか否かの問題として審理されるにすぎず、たとえそこに違憲性が認められたとしても、議席配分規定の修正を裁判の中で請求することが認められるわけではない。無論、訴訟の結果を受けて国会が自発的に議席配分規定の変更を行うことはあり得るが、これはあくまで政治的な解決である。日本で行われている議員定数不均衡訴訟は、過去に用いられた議席配分規定に着目した訴えであって、将来の選挙において用いられるであろう議席廃部規定を念頭に置くものではない。

このため、日本の議員定数不均衡訴訟に関しては、少なくとも現時点では、和解による議席配分規定の変更が問題となることは考えにくい。仮にそのような問題が生じるとすれば、それは、憲法違反の議席配分規定の修正を裁判において求める法理が確立された後のことである。しかしながら、そのような法理が確立された際には、本件の示唆は重要な意義を持つことになるだろう。

近年、議員定数不均衡問題には一定の進

展がみられるものの、根本的な解決には程遠く、訴訟制度も含めた制度全体の改正が望まれるところである。今後の展開に期待したい。

〈参考文献〉

本文中に掲げたもののほかに、以下の文献を参照。

- ・岡田信弘「大選挙区制の合憲性審査——Rogers v. Lodge, 102 S. Ct. 3272 (1982)——」
ジュリスト839号103頁（1985年）
- ・海部一男『アメリカの小選挙区制～その制度・運用の実際と政治的作用～』（1996年、近代文藝社）
- ・酒井吉英「レイノルズ対シムズ事件の研究」法経論集140号1頁（1996年）
- ・森脇俊雅「2000年代の議員定数再配分と選挙区画再編成——アメリカと日本における諸問題——」法と政治58巻2号1頁（2007年）
- ・湯淺巖道「マイノリティ・マジョリティ選挙区制の形成——1980～90年代の動向を中心に——」九州国際大学法学論集13巻1号119頁（2006年）
- ・Binny Miller, Who Shall Rule and Govern? Local Legislative Delegations, Racial Politics, and the Voting Rights Act, 102 Yale L.J. 105 (1992)
- ・William Jack Dempsey, Note, Lawyer v. Department of Justice: Florida's Dance with the Districting Demon, 27 Stetson L. Rev. 899 (1998)

（筑波大学大学院人文社会科学研究所
社会科学専攻）